

令和3年7月12日

令和3年

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 7月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年7月12日（月）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 18名 欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	大石 敏 秋	欠	15番	磯 田 三 好	○
2番	小 森 秀 樹	○	16番	小 川 清 志	欠
3番	穴 田 栄 一	○	17番	奥 雅 樹	○
4番	近 砂 熊 雄	○	18番	坪 根 和 男	欠
5番	矢 岡 望	○	19番	原 田 正 朝	○
6番	奥 野 和 浩	○	20番	東 一 義	○
7番	薬 丸 忠 夫	○	21番	南 雄 志 朗	欠
8番	広 崎 倫 孝	○	22番	山 本 直 子	○
9番	保 元 保 男	○			
10番	横 山 健 一	○			
11番	松 下 隆 光	○			
12番	上 永 富 雄	○			
13番	向 本 忠 久	○			
14番	宮 本 健 一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 ○  
林 充 彦 ○  
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第44号 非農地判断の決定について

5.その他 ・非農地判断の予定  
・次回定例総会日程

## 会議の経過

令和3年7月12日(月)午前9時00分開会

- 議長 皆さん、おはようございます。
- 本日は、農業委員会7月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。
- 本日は、大石委員、坪根委員、南委員から欠席の連絡がありました。
- 小川委員さんも来ておりませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から7月期定例総会を開催いたします。
- 議事録署名委員の指名をいたします。議席8番広崎委員、議席9番保元委員を指名いたします。よろしく申し上げます。
- それでは、議案の審議に入ります。議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
- 事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料の2ページをお願いします。
- 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
- 今期分については貸借権12件、使用貸借権4件でございます。
- まず、貸借権分ですが、期間は3年、5年、6年、9年 となっております。
- 対象作物は水稻等でありまして面積は、田が17,144㎡です。
- 筆数は12筆で貸し手が4名、借り手が4名となっております。
- 賃借料でございますが、現金では反当 5,000円～14,000円となっております。
- 次に、使用貸借権分ですが、期間は3年、5年となっております。
- 対象作物は、水稻等でありまして、面積は田が1,385㎡です。
- 筆数は4筆で貸し手3名、借り手2名となっております。
- 次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。
- それから4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- これで説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
- (質疑なし)
- 無いようですので採決に入りたいと思います。
- 本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- ありがとうございます。全会一致により議案第38号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の5ページをお願いします。

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は大字宇野353番、地目は田で、面積は3,170㎡です。

所有権を移転する方は、大字宇野の●●さんで、

所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は7、8ページの通りです。

申請農地は大字宇野の整備済みの農地です。

これで、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第39号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の9ページをお願いします。

議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字西友枝1913番ほか8筆、地目は全て田で、面積は計13,274㎡です。

所有権を移転する方は、大字西友枝の●●さんで、

所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は11、12ページのとおりです。

申請農地は、大字西友枝の整備田と未整備田です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第40号については、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、  
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。  
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は贈与で、申請農地は大字尻高1148番、地目は畑で、面積は249㎡です。  
譲渡人は北九州市の●●さんで、  
譲受人は、中津市の●●さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は249㎡ですが、本件は空き家に付属する農地についての所有権移転の申請であり、面積要件はクリアしています。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。  
位置図・箇所図は次の15、16ページのとおりです。  
申請農地は大字尻高地区の県道沿いに位置する住宅に付属する農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、  
松下委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

松下委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はないでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第41号については、  
原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、

議案第42号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の17ページをお願いします。

議案第42号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字東下212番、地目は畑で、面積は311㎡のうち285.66㎡です。

なお、残りの25.34㎡については、前回の6月期定例総会において、進入路用地として4条申請され、すでに6月25日付けで転用許可を受けています。

申請人は、大字東下の●●さんで、

理由としては、資材置場用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は無く、また水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内にある第1種農地ですが、周辺地域に居住する方の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可可能と判断します。

箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は、大字東下の圃場整備地区に沿った町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件については横山委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

横山委員

事務局の説明のとおりでした。6月16日に現地確認して、問題はありませんでした。審議のほど宜しくをお願いします。

議長

質疑にはいりません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第42号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、

議案第43号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の20ページをお願いします。

議案第43号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字尻高1152番、登記地目は宅地ですが、現況は畑で、面積は132.50㎡です。

譲り渡し人は、北九州の●●さんで  
譲受人は、中津市の●●さんです。

先ほどの議案第41号空き家に付属する農地の3条申請と同じ方々です。

理由としては、一般住宅の駐車場用地確保のためです。

隣接する西側の空き家を購入した方が、駐車場が不足するため、  
県道側の土地を転用するものです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われま

す。附近農地に対する被害の有無については、隣接する農地は無く、また水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地ですが、  
周辺地域に居住する方の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可可能と判断します。

位置図・箇所図は15、16ページの資料をご覧ください。

申請農地は、大字尻高の県道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、松下委員が地区担当となりますが  
いかがでしょうか。

松下委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第43号については、  
原案のとおり可決決定されました。

続きまして、

議案第44号非農地判断の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。

議案第44号非農地判断の決定についてでございます。

前回6月期定例総会にてお諮りさせていただいた、再生利用が困難とされている農地について  
3名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告させていただきます。

大字安雲234番1ほか2筆について、7月2日に保元農業委員、小森農業委員、小川推進委員と  
事務局にて現地を確認しました。

確認の結果、既に森林の様相を呈しており、農地としての再生は困難と判断しています。

なお、総会の決定をいただいた後は、27ページの非農地通知書を送付いたします。

次に、28ページをお願いします。同じ日に大字尻高1058番1、1058番2について松下委員、保元委員、小川推進委員と事務局にて現地を確認しました。

こちらにつきましては整備田であり、今回は非農地判断はせずに再生利用を図るべきとの判断です。

総会の決定をいただいたのちは、32ページの農用地の保全管理を求める通知を送付します。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、安雲が農業委員2名、最適化推進委員1名、尻高が農業委員2名と最適化推進委員1名にて現地確認していますので、代表して保元委員より意見を求めます。

保元委員 事務局の説明のとおり現地を確認しまして、安雲は竹林で再生は困難の為、草刈の指導はしていますが、病気がちで草刈ができないという事で再生困難と判断しました。

尻高の方は、竹が生えてますが、竹を切って再生できるのではとなりました。

後は事務局の説明のとおりです。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第44号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他非農地判断の今後の予定について等、事務局からお願いします。

事務局 農業新聞の購読の継続についてお願いの資料をお配りしましたのでご一読ください。非農地判断のための現地確認ですが、7月は西友枝地区について実施したいと思います。

実施日を調整したいと思いますので、恐れいりますが、大石委員、横山委員、奥委員はこの後少し残って下さい。

それから、今後の予定について申し上げます。

次期農業委員による臨時総会は7月20日(火)で、すでに案内文書をお送りしています。

その後、8月期の定例総会は8月10日(火)を予定しております。

では、最後に産業振興課長から一言お礼のあいさつを申し上げます。

垂水課長 皆様方におかれましては、平成30年7月より3年間、7月19日をもって任期満了という事で農業委員、最適化推進委員として、本町の業務にご協力いただき感謝申し上げます。



再任される方もおられるようですが、再任されましても引き続き町の農業振興にご協力をお願いいたします。

3年間ありがとうございました。

議長       ほかに、委員の方から何かありましたらお願いします。  
(なし)

議長       それでは これで7月期定例総会を終了します。

令和3年7月12日 午前9時40分閉会